

事務連絡
令和元年9月6日

各市町村

アイヌ施策担当課 御中

内閣府大臣官房アイヌ施策推進室

アイヌ施策推進地域計画について

令和元年度における標記の作成及び提出等について、下記のとおりお知らせします。

記

1. アイヌ政策推進交付金に関して以下の3つを定めましたのでお知らせします。
 - ・アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号）（別添1）
 - ・アイヌ政策推進交付金交付要綱（令和元年9月6日付け府ア推第6号）（別添2）
 - ・アイヌ政策推進交付金事業実施要領（令和元年9月6日付け府ア推第7号）（別添3）
2. アイヌ施策推進地域計画について以下の点をお知らせします。
 - (1) アイヌ施策推進地域計画の申請様式
申請様式は（別添4）のとおりですが、Wordファイルでも提供可能なので、お問い合わせください。
 - (2) 地域計画の作成にあたっては、上記の実施要綱に沿ったものとしてください。内容に不備がある場合は受理ができませんので、事前相談は随時受け付けています。
 - (3) 地域計画が受理された時期とその後の取り扱いについて
 - ①令和元年9月12日（木）までに受理したもの
9月下旬頃に認定を予定しています。
 - ②令和元年9月13日以降、令和元年11月11日（月）までに受理したもの
12月上旬頃に認定を予定しています。
（注）11月12日（火）以降については、お問い合わせください。
 - (4) 提出先及び問い合わせ先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
内閣府大臣官房アイヌ施策推進室
電話番号 03-3580-1797
 - (5) 交付金に関する留意事項
 - ①国による他の補助金等との関係について、次の点に留意してください。
1つの交付金事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫

補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましい。その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象としないこと。

②事業の着手時期

事業の着手は、交付決定後に行ってください。交付決定前に着手（委託や請負の場合は契約の締結をいいます。）したものは、交付対象になりませんのでご注意ください。